

※表面の続き

これらの背景には、「労働力流動化」として、有料職業紹介や派遣会社など、民間人材ビジネスの営業チャンスを拡大するねらいがあります。政府・厚労省は、求職と求人相结合する「マッチング機能」の強化を強調し、人材ビジネスの活動の場を広げてきました。しかし、劣悪な労働条件であっても「労働契約の成立」さえできれば、企業の収益となります。このもとで労働者の希望や賃金・労働条件がないがしろにされる事例もうまれ始めています。

職員の増員こそ

これらの施策は、いずれも労働者の権利、生活、労働条件を破壊することにつながるものばかりです。国が、自らの業務として職業紹介を行うのは、労働者が人たるに値する生活をするための労働と、憲法27条にもとづく労働者の権利を保障するためです。

これらの権利保障は、営利追求を目的とする人材ビジネスには担い得ないものです。

人材ビジネスを拡大する流れを転換させ、ハローワーク職員を大幅増員することが求められています。



1月11日成人式宣伝

都立高夜間定時制 廃止は学ぶ権利侵害 <2016.2.3 赤旗4面>

東京弁護士会が声明

東京都教育委員会が都立高校4校（立川、小山台、雪谷、江北）の夜間定時制の廃止を計画している問題で、東京弁護士会の伊藤茂昭会長は1日、夜間定時制高校の廃止に反対する声明を発表しました。

声明は、全日制に通うことのできない生徒らの最後の受け皿としての機能が期待される夜間定時制高校が、都の「都立高校改革推進計画」による2004年度以降の統廃合で101校から、現在は44校となっていることを指摘。昼間就業しながら通う勤労生徒だけでなく、帰国子女や在日外国人、高校中退者、さまざまな事情で不登校や引きこもりだった生徒など、多様な生徒の受け皿としての重要性を強調しています。

そのうえで、広い地域から生徒が通う立川校を含め4校の廃止は、通学費の増大や通学時間の長時間化で、経済的、体力的、精神的に通学そのものを困難にすることも指摘。

都が計画する「チャレンジスクール」などの規模拡大では、4校の廃止の補完には不十分と述べています。

廃止計画は子ども・学生たちの学習権を侵害する恐れが極めて強く「限られた予算の有効な配分を理由としても決して許容されるものではない」と批判し、強く反対を表明しています。

都立立川高校定時制は奥富喜一議員の母校でもあります。先輩・後輩とともに署名・宣伝行動にも参加しています。東京都教育委員会は2月12日（金）定例委員会で新実施計画案通りに決定しようとしています。

立川駅南口自由通路で、立川高校定時制を始めとした都立4校の廃校に反対する署名・宣伝の様子

1月9日（土）奥富訴える↓

2月7日（日）奥富訴える↓



若者が応じてくれる風景⇒